

元緑保健福祉センター社会援護課職員による生活保護費の不適正処理に係る損害賠償について

緑保健福祉センター社会援護課に在籍していた職員による生活保護費の不適正処理（平成29年3月29日付け記者発表済）により発生した本市の損害について、関係職員に対して損害賠償請求を行い、請求額全額が納付されましたので、お知らせします。

1 損害賠償請求額

8,520,263円

※関係職員の不適正な処理により、時効となった生活保護費の返還金7,468,531円、及び、これに対する平成27年3月4日（生活保護法第63条による返還請求権の時効成立）から納付日までの遅延利息1,051,732円の合計。

【損害賠償請求の概要】

平成22年3月、緑保健福祉センター社会援護課に在籍していた関係職員は、生活保護受給者が過去に遡及して年金を受給したことを受け、生活保護法に基づき既に支給された生活保護費の返還決定を行ったが、その後、当該受給者に対して適正な請求処理をしなかった。

このことにより、生活保護受給者に対する返還請求権が時効消滅していたことが平成28年4月に判明したため、回収不能となった返還金分（利息を含む）を市の損害として、関係職員に損害賠償請求するもの。

なお、本事案に係る懲戒処分については、平成29年3月29日付けで実施済。

2 損害賠償請求金の納付日（完納日）

平成29年12月27日（水）

3 損害賠償請求先

不適正処理が行われた平成21年度から22年度までの間、緑保健福祉センター社会援護課に在籍し、本事案に関与した者4人

※当時の担当職員・係長・課長補佐・課長（4人のうち、当時の係長以外の者は既に退職）

4 損害賠償請求先決定の理由

当時の担当職員は、時効になれば債権が消滅することを認識していながら、上記返還金の請求に必要な事務処理を行わなかったことで、時効消滅の主因を作った。

当時の係長は、担当職員に対する指示・支援を怠り、返還金の請求等が行われていないことを認識していながら上司に具体的な相談や指示を求めず、時効消滅の一因を作った。

当時の管理職（課長補佐、課長）は、返還金が多額であることを認識していながら、返還金の請求等について状況確認を行わず、時効消滅の一因を作った。

以上のことから、それぞれの関係者の行為により返還金を時効消滅させたことを共同不法行為と判断し、請求先を決定した。